

◇大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 大阪市水道局企業職員給与規程の適用を受ける職員としての引き続いた在職期間及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 2 勤勉手当の額の算定に係る会計年度任用職員として勤務していた期間の取扱いを定めることにしました。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)